

AI-OCR 導入・サービス利用仕様書

1. 業務の内容

- ① 業務名称 AI-OCR 導入・サービス利用
- ② 業務場所 尾鷲市役所
- ③ 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日
システム構築期限は令和6年8月31日までとし、ライセンス提供期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までとする。
- ④ 業務概要 LGWAN-ASPサービスとして利用可能なAI-OCRの調達、構築、提供、支援業務

2. 機能要件

- ① 深層学習（ディープラーニング）などのAI（人工知能）技術を活用したOCR（光学文字認識技術）であること。
- ② 個人情報保護等の情報セキュリティ対策の観点から、セキュアなネットワーク上のLGWAN-ASPサービスとして利用できること。
- ③ 地方自治体への導入実績がある製品であること。
- ④ クライアントライセンスはフリーで、必要となる端末で利用できること。
- ⑤ 画像データのファイル形式が、JPEG形式、PDF形式、PNG形式のいずれでも読取りできること。
- ⑥ 本市の既存複合機（富士ゼロックスDocuCentre-VIIC4473及びDocuCentre-VIIC3373、SHARP MX-2517FN及びMX-2310F）のスキヤナ装置で読み取られたデータを問題なく読み取りできること。
- ⑦ 300dpiの解像度でスキャンした画像データで問題なく活用できること。
- ⑧ AI-OCRの操作は極力簡単なユーザーインターフェースで行えることとする。帳票の読み取りエリア設定（帳票定義）は帳票の項目にマウスカーソルを近づけるだけで始点・終点を自動的に認識する機能を有し、読み取りエリアの設定が容易に行えること。
- ⑨ 読み取り範囲内に読み取りたくない箇所がある場合、その部分のみ読み取り対象外設定ができること。
- ⑩ チェックボックスに記載されるチェックマークを読み取る際、任意の文字や数字に置き換えてデータができること。
- ⑪ 複数の選択肢から一つに○を記入することで選択する項目については、その選択した項目のみ、読み取ることができること。
例えば、和暦（明治、大正、昭和、平成、令和）から「昭和」に○を付けた場合、「昭和」のみデータ化できること。
- ⑫ 法改正等でレイアウトが変更となった場合、本市職員作業にて、読み取り設定ファイルの帳票画像を入れ替えて容易に変更設定ができること。

- ⑬ 両面印刷帳票等、複数のレイアウトが混在したスキャン画像の仕分けを行い、レイアウト毎に処理できること。
- ⑭ 文字読み取りの認識率向上機能の一つとして、スキャナで読み取った帳票が傾く等してゆがみがある場合において、自動的に傾きを補正できること。
- ⑮ イメージデータ変換後は、一目で変換結果を確認することが出来、かつ同一画面上で修正が行えること。また、帳票毎または項目毎に画面切替ができること。
- ⑯ 確認・修正画面については、以下の機能を有すること。
 - (1) 確認・修正画面で、ページ遷移をキーボードショートカットで迅速に行えるなど配慮されていること。
 - (2) 確認・修正画面で、項目毎に複数帳票を確認できること。
 - (3) 確認・修正画面で、読取りした画像を確認でき、かつ当該画像を拡大出来ること。
 - (4) 確認・修正の完了有無を一覧で見ることができ、進捗状況が確認できること。
 - (5) 確認・修正結果をCSV形式で出力できること。
 - (6) AI-OCRエンジンの判定結果（確信度）を表示、並び替え、範囲絞り込みをすることによって、効率よく変換結果が確認できること。
- ⑰ 手書文字の識字率95パーセント以上であること。
- ⑱ 読取項目については、以下のとおりとし、1項目あたり最大単価の項目で最低でも1枚につき26項目、10,000枚まで契約金額に含み使用ができること。
 - (1) 1項目ごとの課金体系であること。
 - (2) 1カ月当たりの読み取り項目数に上限がないこと。

3. セキュリティ要件

- ① AI-OCRエンジンのサーバは国内にあること。
- ② ネットワーク通信は、HTTPS通信により暗号化した特定通信であること。
- ③ スキャンした画像をLGWANにそのまま送信せず、クライアント端末上で、項目単位に分割し、項目間の連続性を断つ機能や、暗号化を行う機能等を有すること。
- ④ LGWANには読み取りに必要な項目のみ送信することで、原票イメージを庁舎外のネットワークに送信しないこと。
- ⑤ セキュリティの観点から、読み取ったデータは、LGWAN上のファイルサーバに残さず、処理した端末のみ保管すること。
- ⑥ 項目毎の読取結果の復元処理は、分割した端末でのみ実行できること。
それ以外の端末では暗号化さえ、データ内容は一切確認できない仕組みであること。
- ⑦ 帳票定義時にLGWANへ送信しない項目を設定でき、当該項目を確認・修正画面で空欄表示し入力作業ができること。
- ⑧ 原票イメージそのままをクラウド上に出さない仕組みであること。
- ⑨ 本サービスで処理したテキスト化情報（画像ファイル、読取結果）を利用して、AIエンジ

ンの深層学習として二次利用しないこと。

4. 本市使用端末及びネットワーク環境要件

- ① 本サービスを使用する端末、スキャナ装置は本市が別途用意したものを使用すること。
- ② Windows 10 Pro 64bitの端末で使用できること。
- ③ 端末にWindows Update等のパッチを適用した場合でも正常に動作すること。
- ④ ウイルス対策ソフトウェア（Trend Micro Client/Server Suite Premium）が適用されている端末で正常に動作すること。

5. 保守体制

- ① システムに関する問い合わせに対して、電話及びメール等によるヘルプデスク対応を行うこと。
- ② 本市職員が効果的かつ効率的に運用できるよう助言及び技術的支援を行うこと。
- ③ 操作研修会を開催すること。研修会の回数は2回とし、研修会資料は受注者が準備すること。研修会場の手配は本市が行う。（Web開催でも可とする。）
- ④ 導入ソフトウェアのアップデートデータの提供を行うこと。
- ⑤ Windows OSやWebブラウザ等のバージョンアップに対応すること。
- ⑥ 残り利用量の確認手段を提供すること。

6. 納品物

- ① ソフトウェアプログラム（電子データ）
（利用許諾等、利用にかかる契約があれば別途納品すること）
- ② 利用許可内容の証書（電子データ）
- ③ AI-OCR操作マニュアル（電子データ）
- ④ 操作研修資料（電子データ）

7. 留意事項

- ① 受注者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。
- ② 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、予め庶民による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。
- ③ 受注者又は受注者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。
- ④ 受注者又は受注者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。運用業務終了後も同様とする。

8. その他

- ① 業務遂行にあたっては、各法規に照らし十分注意して行い、必要な手続き等があるときは、受注者の責任において行うこと。
- ② 契約書及び仕様書にない事項については、協議により決定する。